

家畜伝染病発生時における
防疫対策業務に関する協定書

島 根 県

一般社団法人 島根県出雲地区建設業協会

家畜伝染病発生時における防疫対策業務に関する協定書

島根県（以下「県」という。）と一般社団法人島根県出雲地区建設業協会（以下「協会」という。）は、家畜伝染病が発生した場合において、協会の県に対する防疫対策業務（以下「業務」という。）の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、県内の畜産農場において緊急的な業務が必要となる家畜伝染病が発生し、県がその防疫措置を実施する際に、協会の協力を得て業務を円滑に実施することを目的とする。

（情報の交換）

第2条 県及び協会は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、随時、次の資料を交換するものとする。

- (1) 家畜伝染病に係る防疫マニュアル
- (2) 連絡責任者及び担当者の職、氏名並びに連絡方法
- (3) その他必要な事項

（対象となる家畜伝染病）

第3条 この協定の対象となるのは、殺処分等を必要とする緊急性の高い家畜伝染病（口蹄疫、豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザ、ニューカッスル病等必要と判断される家畜伝染病）とする。

（協力の要請）

第4条 県は、前条の家畜伝染病が発生し、処分方法や規模等から協力が必要と判断した場合は、協会に対して、第5条に定める業務の実施を「様式第1号」により要請するものとする。

ただし、緊急を要する場合等は電話等により要請し、その後、速やかに「様式第1号」を送付するものとする。

（業務の内容）

第5条 この協定により県が協会に要請する業務は、次のとおりとする。

焼却処分	埋却処分
埋却及び焼却場所への進入路の設置と撤去	
焼却炉設置場所の整備及び焼却炉の設置補助	埋却溝の掘削
焼却炉内への砂敷並びに燃料（丸太材等）の搬入と追加投入	消毒用石灰の埋却溝への搬入・散布
	ブルーシートの設置

汚染物品等の焼却物の運搬と焼却炉への投入	埋却物や汚染物品の運搬と埋却埋却溝への搬入
焼却炉内の灰の処分及び産業廃棄物搬出業務の補助	覆土
焼却ヤード等への消石灰の散布	埋却地等への消石灰の散布
その他県が必要と認める焼却に関する業務	その他県が必要と認める埋却に関する業務

(施工業者の推薦)

第6条 協会は、県から第4条の規定により業務の協力要請があったときは、特別な理由がない限り、協会の会員または会員で構成する団体の中から業務を行う者（以下「施工業者」という。）を「様式第2号」により隠岐支庁県土整備局、県土整備事務所（以下「県土整備」という。）へ推薦を行うものとする。

(業務の監督)

第7条 業務の監督は、発生地を所管する県土整備が行うものとする。

(業務の要請と受諾)

第8条 県土整備は、第6条により推薦のあった施工業者に「様式第3号」により業務の要請を行うものとし、施工業者はこれを受諾するものとする。
ただし、緊急を要する場合等は電話等により要請し、その後、速やかに「様式第3号」を送付するものとする。

(報告)

第9条 施工業者は、第6条の規定に基づき業務を行った場合は、県土整備に対して「様式第4号」により次の事項について報告するものとする。

- (1) 業務に従事した施工業者名及び人員数、車種、台数等の支援に係る建設資機材等の内訳
- (2) 業務内容及び場所
- (3) 業務期間
- (4) その他必要事項

(経費の負担)

第10条 業務に要する費用は、県が負担する。
2 経費は、県が別に定めた基準により算定するものとする。

(契約内容の確定及び経費の支払い)

第11条 施工業者が、業務を実施し、第9条の報告を行ったときは、県土整備

は速やかに契約内容を確定するものとする。

- 2 施工業者は、前項の規定による契約内容の確定に基づき経費を請求するものとする。
- 3 県土整備は、施工業者から適法な請求があったときは、請求書を受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

(損害の負担)

第12条 第5条の規定による業務により生じた損害の負担は、県土整備と施工業者で協議して定めるものとする。

(補償)

第13条 この協定に基づいて業務に従事した者（以下「従事者」という。）が、本業務において負傷若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、原則として、従事者の使用者の責任において行うものとする。

(健康管理)

- 第14条 発生した家畜伝染病が人畜共通である場合は、感染の危険性のある従事者の当該疾病に係る健康管理は、島根県健康福祉部が行うものとする。
- 2 県は、業務に従事する施工業者に対し家畜伝染病のまん延防止及び従事者への感染防止に係る資材（防疫服、マスク等）を提供するものとする。

(協定の効力及び更新)

第15条 この協定は、平成24年3月31日をもって終了するものとする。ただし、終了日前30日までに、県又は協会から何ら意思表示がないときは、協定は1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(その他)

第16条 この協定に定めのない事項については、その都度、県、協会協議の上で定めるものとする。

(附則)

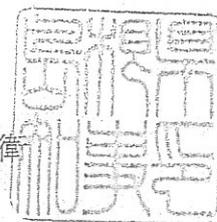
- 1 この協定は、平成23年4月1日から適用する。
- 2 平成22年10月1日付け家畜伝染病発生時における防疫対策業務に関する協定書はこれを廃止するものとする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、県、協会記名押印の上、各自1通を保有する。

平成23年4月1日

島根県

知事 溝口善兵衛



一般社団法人 島根県出雲地区建設業協会

会長 中筋豊通

